

<p>Y 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制，未经书面许可，不得转载、摘编等；</p> <p>Y 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系方式等内容，详见里兆律师事务所网站的<a href="#">订阅规则</a>；</p> <p>Y 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的<a href="#">“里兆法律资讯”</a>栏目；</p> <p>Y 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系<a href="#">联系</a>。</p>	<p>Y 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。</p> <p>Y 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの<a href="#">受信にあたってのお願い</a>をご覧ください。</p> <p>Y 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの<a href="#">「里兆法律情報」</a>の欄をご覧ください。</p> <p>Y ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご<a href="#">連絡</a>ください。</p>
--	---

### Issue 1 • 2006/02/25 ~ 2006/03/03

#### 一、 相关新法令及新政策

- I 国家工商行政管理总局关于印发《公司年检报告书》等企业年检文书格式和企业年检戳记样式的通知

【发布单位】国家工商行政管理总局  
 【发布文号】工商企字【2006】34号  
 【发布日期】2006-02-24  
 【施行日期】2006-02-24  
 【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.saic.gov.cn/ggl/zwqg\\_detail.asp?newsid=363](http://www.saic.gov.cn/ggl/zwqg_detail.asp?newsid=363)

- I 上海市国家税务局、上海市地方税务局关于转发《国家税务总局关于规范汇总合并缴纳企业所得税范围的通知》和本市实施意见的通知

【发布单位】上海市国家税务局、上海市地方税务局  
 【发布文号】沪国税所一【2006】22号  
 【发布日期】2006-02-21  
 【施行日期】2006-02-21  
 【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.csi.sh.gov.cn/gb/csj/csfq/sw/qysds/useroobject7ai20125.html>

#### 一、 関係する新法令及び新政策

- I 「会社の年度検査報告書」等の企業年度検査書類の書式と企業年度検査印章の様式を印刷配布することについての国家工商行政管理総局による通知

【発布機関】国家工商行政管理総局  
 【発布番号】工商企字【2006】34号  
 【発布日】2006-02-24  
 【施行日】2006-02-24  
 【法令全文】下記 URL をクリックしてください。  
[http://www.saic.gov.cn/ggl/zwqg\\_detail.asp?newsid=363](http://www.saic.gov.cn/ggl/zwqg_detail.asp?newsid=363)

- I 「企業所得税の範囲を規範化し一括納付することについての国家税務総局による通知」並びに上海市での施行に対する意見を配布することについての上海市国家税務局と上海市地方税務局による通知

【発布機関】上海市国家税務局、上海市地方税務局  
 【発布番号】滬国税所一【2006】22号  
 【発布日】2006-02-21  
 【施行日】2006-02-21  
 【法令全文】下記 URL をクリックしてください。  
<http://www.csi.sh.gov.cn/gb/csj/csfq/sw/qysds/useroobject7ai20125.html>

I 上海市国家税务局、上海市地方税务局关于转发《国家税务总局关于印发〈税收减免管理办法（试行）〉的通知》的通知

【发布单位】上海市国家税务局、上海市地方税务局  
 【发布文号】沪国税征【2006】7号  
 【发布日期】2006-02-22  
 【施行日期】2006-02-22

【提 示】该通知规定，纳税人享受报批类减免税的，应当向主管税务机关提出申请，经审批确认后方可执行；纳税人享受备案类减免税的，应提前备案，并从登记备案之日起执行，未按规定备案的，一律不得减免税。以下，为外商投资企业和外国企业所得税减免税事项目录：

国家税务总局审批类	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 从事农、林、牧业外商投资企业减免税</li> <li>2. 能源、交通、港口建设的项目减免税</li> <li>3. “两个密集型”税收优惠</li> <li>4. 投资在三千万美元以上、回收投资时间长的项目</li> <li>5. 外国政府、非营利组织等在本市设立的代表处核定免税</li> <li>6. 特许权使用费、利息等减免预提所得税</li> </ol>
上海市国家税务局/上海市地方税务局审批类	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中外合资从事港口码头建设项目减免税</li> <li>2. 浦东新区从事能源、交通建设项目减免税</li> <li>3. 外商投资企业追加投资减免税（总局备案）</li> <li>4. 非生产性软件企业减免税</li> </ol>
上海市国家税务局/上海市地方税务局各区分局审批类	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外商投资企业再投资退税</li> <li>2. 生产性外商投资企业定期减免税</li> <li>3. 生产性外商投资企业减低税率</li> <li>4. 先进技术企业降低税率及延长定期减免税</li> <li>5. 外资金融机构经营外币业务所得减免税</li> <li>6. 外商投资企业和外国企业购买国产设备抵免企业所得税</li> <li>7. 融资租赁租金减征、免征预提所得税</li> <li>8. 外国企业常驻代表机构为其总机构的产品生产制造及销售在中国进行辅助性活动不予征税</li> </ol>
外商投资企业和外国企业所得税减免税备案类	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 职工工资、福利费的列支标准</li> <li>2. 坏账准备金的计提</li> <li>3. 中外合作经营企业固定资产加速折旧</li> <li>4. 固定资产少留或不留残值</li> <li>5. 产品出口企业当年减半缴纳企业所得税</li> <li>6. 外商投资企业非货币资产投资收益分期结转</li> <li>7. 外商投资企业技术开发费加计扣除</li> <li>8. 企业接受捐赠的大额非货币资产在不超过</li> </ol>

I 『『税收减免管理办法（试行）』を印刷配布することについての国家税務総局による通知』を配布することについての上海市国家税務局と上海市地方税務局による通知

【発布機関】上海市国家税務局、上海市地方税務局  
 【発布番号】滬国税徴【2006】7号  
 【発布日】2006-02-22  
 【施行日】2006-02-22

【コメント】この通知では、納税人が申請することで税金の減免を受けられることになっている場合（審査批准類）、まずは主管税務機関に申請を出し、審査批准と確認を受けなければならず、納税人が届出することで税金の減免を受けられることになっている場合（届出類）、まずは届出をし、登記届出をした日からでないといけないと受けられず、規定どおりに届出をしなかった場合には、いずれも税金の減免は受けられないと定められている。以下、外商投資企業と外国企業所得税の税金減免事項の目録である。

国家税務総局審査批准類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農業、林業、畜産業に従事する外商投資企業の税金減免</li> <li>2. エネルギー、交通、港建設のプロジェクトの税金減免</li> <li>3. 「2つの密集型」の租税優遇</li> <li>4. 3千万米ドル以上、投資回収の期間が長いプロジェクトへの投資</li> <li>5. 外国政府、非営利組織等の上海市に設立した駐在員事務所の免税の査定</li> <li>6. パテントロイヤリティ、利息等の源泉所得税の減免</li> </ol>
上海市国家税務局/上海市地方税務局審査批准類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中外合併による港埠頭建設プロジェクトの税金減免</li> <li>2. 浦东新区によるエネルギー、交通建設プロジェクトの税金減免</li> <li>3. 外商投資企業による追加投資の税金減免（総局に届出）</li> <li>4. 非生産型ソフトウェア企業の税金減免</li> </ol>
上海市国家税務局/上海市地方税務局各区分局審査批准類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外商投資企業の再投資による税金還付</li> <li>2. 生産型外商投資企業の期日の定まった税金の減免</li> <li>3. 生産型外商投資企業の税率の引き下げ</li> <li>4. 先端技術企業による税率の引き下げ及び期日の定まった税金の減免の延長</li> <li>5. 外資金融機関が取り扱う外貨業務の所得税の減免</li> <li>6. 外商投資企業と外国企業が国産設備を購入する場合の企業所得税の控除</li> <li>7. リース取引でのリース料の源泉所得税の控除、免除</li> <li>8. 外国企業の駐在員事務所がその母体の機関の製品製造及び販売のために中国で行う補助的業務の免税</li> </ol>
外商投資企業と外国企業所得税減免届出類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 従業員の給与、福利費用の支給基準</li> <li>2. 貸倒引当金の計上</li> <li>3. 中外合作経営企業の固定資産の減価償却の加速</li> <li>4. 固定資産の残存価値を少しだけ残す又はゼロにする</li> <li>5. 製品輸出企業がその年の企業所得税を半分減額して納付する</li> <li>6. 外商投資企業の非貨幣性資産の投資収益</li> </ol>

	<p>过五年的时间内平均计入应纳税所得额不组成法人的中外合作经营企业申请统一计算缴纳企业所得税</p> <p>10. 改变折旧方法</p> <p>11. 坏账损失的列支</p> <p>12. 外国企业总机构管理费的列支</p> <p>13. 中外合资高新技术企业定期减免税</p> <p>14. 借款利息的列支</p> <p>15. 企业取得已使用的固定资产按尚可使用年限计算折旧</p> <p>16. 改变存货计价方法</p> <p>17. 财产损失所得税前的扣除</p>
--	---

【法令全文】请点击以下网址查看:

<http://news.smmail.cn/smmail/ggxx/xxgk/userobject1ai29152.html>

- I 上海市国家税务局关于转发《国家税务总局关于出口退(免)税相关核准和审批权限问题的批复》的通知

【发布单位】上海市国家税务局

【发布文号】沪国税进【2006】12号

【发布日期】2006-02-27

【施行日期】2006-02-27

【法令全文】请点击以下网址查看:

<http://www.csi.sh.gov.cn/gb/csi/csfq/sw/jckss/useobject7ai20177.html>

- I 上海市国家税务局关于对宏茂微电子(上海)有限公司进料加工业务出口退(免)税申报办法请示的批复

【发布单位】上海市国家税务局

【发布文号】沪国税进【2006】13号

【发布日期】2006-02-27

【施行日期】2006-02-27

【提示】根据该批复的规定,在加工贸易企业从事进料加工复出口贸易的业务中,如果部分料件由外商免费提供,鉴于企业对该部分料件不作价、也不拥有所有权,海关对该部分料件在相关进出口报关单上均有标注,外管部门按企业实际取得的收入收汇核销,因此,税务部门按实际应收汇金额确定企业出口收入,并以此申报免抵退税,相应的免费料件不计入免抵退税抵减额。

【法令全文】请点击以下网址查看:

<http://www.csi.sh.gov.cn/gb/csi/csfq/sw/jckss/useobject7ai20179.html>

	<p>の分割繰越</p> <p>7. 外商投资企业的技术开发料的值上げと控除</p> <p>8. 企業が受け取った贈与の多額非貨幣性資産について5年を超えない期間で平均して計上した課税所得額</p> <p>9. 法人を組織しない中外合作经营企业が統一計算し企業所得税を合算して納付することを申請する場合</p> <p>10. 減価償却方法の変更</p> <p>11. 貸倒損失の発生</p> <p>12. 外国企業の母体である機関の管理費用の発生</p> <p>13. 中外合弁でのハイテク企業の期日の定まった税金の減免</p> <p>14. 借入利息の発生</p> <p>15. 企業が取得しすでに使用している固定資産をまだ使用できる年数で減価償却する場合</p> <p>16. 棚卸資産価格計算方法の変更</p> <p>17. 資産損失の所得税税引前控除</p>
--	---

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://news.smmail.cn/smmail/ggxx/xxgk/userobject1ai29152.html>

- I 「輸出税還付(免除)に係る認可と審査批准の権限問題についての国家税務総局による回答書」を配布することについての上海市国家税务局による通知

【発布機関】上海市国家税务局

【発布番号】滬国税進【2006】12号

【発布日】2006-02-27

【施行日】2006-02-27

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.csi.sh.gov.cn/gb/csi/csfq/sw/jckss/useobject7ai20177.html>

- I 宏茂微电子(上海)有限公司の進料加工業務の税金還付(免除)申告方法についての伺いに対する上海市国家税务局による回答書

【発布機関】上海市国家税务局

【発布番号】滬国税進【2006】13号

【発布日】2006-02-27

【施行日】2006-02-27

【コメント】この回答書の規定によれば、加工貿易企業が進料加工再輸出貿易の業務を取り扱う過程で、一部の材料部品は外商が無償で提供したものであり、企業がこの一部の材料部品について価格を設定せず、所有権ももたない場合、税関はこの一部の材料部品について係る輸出入通関用紙上で印を付け、外国為替管理部門は企業が実際に取得した収入に基づき外貨受取の照合(核銷)を行うため、税務部門は実際の外貨売掛金の金額に基づき企業の輸出利益を確定し、それによって税金の控除還付を申告し、係る無償の材料部品については

税金の免除還付控除の控除額に計上しないとされている。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。  
<http://www.csi.sh.gov.cn/gb/csj/csfq/sw/jckss/useobject7ai20179.html>

【注】

- Y 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- Y 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

【注】

- Y 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- Y ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、 相关新信息

### I 两部门外商直接投资（FDI）统计数据悬差 220 亿美元，专家称可能有热钱隐匿

一个有关 2005 年外商直接投资（FDI）的数据，国家外汇管理局的内部统计比商务部公布的整整多了 220 亿美元的消息，在业内引起关注。

根据商务部日前公布的数据，2005 年 FDI 为 60325 亿美元，5 年来首次下降；而据一位知情人士透露，据他看到的文件显示，国家外汇管理局新近完成的外商直接投资统计额为 824 亿美元，远高于商务部的数字。差距之大，历史上还是首次。对 2005 年 FDI 的统计，商务部与国家外汇管理局的数据来源和统计方法基本上一致，目前还不清楚误差出在哪里。

一位了解此事的权威专家一针见血地指出，最大的可能性是，“有一些外资以虚假注册的方式流入国内，换句话说，也就是有热钱藏在其中。”

如此大的误差已引起两部门的重视。商务部一位内部人士称，商务部和国家外汇管理局正在联手重新核查 2005 年 FDI 数据，目前该项行动已开始，核查结果预计二个月后出来。

（摘自 2006 年 02 月 27 日《上海证券报》）

## 二、 関係する新たな情報

### I 2 つの部門間で、外商直接投資（FDI）統計数値に 220 億米ドルの差が出ており、専門家はホットマネー隠匿の可能性があるとみている

2005 年の外商直接投資（FDI）のある数値について、国家外国為替管理局の内部統計は商务部が公表したものと比べると、まるまる 220 億米ドルも多かったとの情報が、業界内で関心を集めている。

商务部が先頃公表した数値によれば、2005 年の FDI は 6 兆 325 億米ドルであり、この 5 年間で初めて下降している。内部事情を知っているある人物が明かしたところでは、彼自身が見た書類によれば、国家外国為替管理局は先頃完成させた外商直接投資統計額は 824 億米ドルであり、商务部の数字を遥かに大幅に上回っていたという。その差額の大きさは歴史的に見ても初めてのことである。2005 年の FDI の統計について、商务部と国家外国為替管理局の数値の出所と統計方法は基本的に同じであり、現時点ではその誤差がどこで生じたものかは不確かである。

本件を調べた権威ある専門家は、一番大きな可能性として「一部の外資は見せかけの登録によって国内に流入しており、言い換えれば、つまりホットマネーがそこに隠されているのだ」とずばり指摘している。

これほどまでに大きな誤差については、2 つの部門でも関心を寄せている。商务部のある内部の人物の話では、商務と国家外国為替管理局は現在提携し、2005 年 FDI 数値を改めて調べており、現在すでに着手され、調査結果は 12 ヶ月後に出てくるもようだとのことである。

（2006 年 2 月 27 日付「上海証券報」の報道から抜粋）

## I 关于如何防范有奖销售活动中的法律风险的简要分析

根据中国的相关法律规定，有奖销售，是指经营者销售商品或者提供服务，附带性地向购买者提供物品、金钱或者其他经济上的利益的行为。

《反不正当竞争法》对有奖销售做了如下三种限制：

- n 采用谎称有奖或者故意让内定人员中奖的欺骗方式进行有奖销售；
- n 利用有奖销售的手段推销质次价高的商品；
- n 抽奖式的有奖销售，最高奖的金额超过五千元。

而国家工商行政管理局制定的《关于禁止有奖销售活动中不正当竞争行为的若干规定》（以下简称“若干规定”）又对有奖销售的条件作了进一步的细化，特别是其中关于中奖概率的条款在商业活动中尤其值得注意。根据《若干规定》，经营者举办有奖销售，应当向购买者明示中奖概率；如果没有公布中奖概率，工商行政管理部门将视其为欺骗性有奖销售，并予以处理。

我们发现，近年来，有奖销售活动中最容易发生的违规问题就是经营者未明示中奖概率。为了增强对中奖概率有关问题的理解，我们结合实际从事该类法律事务的相关经验，进行如下简要总结：

- n 中奖概率的涵义。
  - i 无论从《反不正当竞争法》，还是《若干规定》等其他法律法规，对于中奖概率的涵义以及如何计算中奖概率等具体问题都没有明确规定。这就很大程度上取决于经营者自身的理解以及工商执法部门自身的理解；
  - i 依照辞海的解释，概率是指用来表示随机事件发生的可能性的概率大小，中奖概率是指中奖的可能性。所以中奖概率和中奖比率并不是两个相同的概念，中奖概率是一个不确定的数，而中奖比率则是一个确定的数；
  - i 所以，中奖概率就是用数字表示的有奖销售中每个商品对应的获奖的可能性，而这种可能性主要取决于奖品的数量和商品的总量两个关键的数据。
- n 中奖概率如何计算。
  - i 往往奖品的数量都是确定的，那么就要看投入市场的商品总量是否确定。如果这个商品总量可以计算，中奖概率就相当于中奖比率，即，奖品数量与商品总量的比值；
  - i 商品总量是生产出来的商品数量还是实际销售的商品数量？在绝对理想的条件下，生产量应当等于销售量，但是在实践中，生产可以进行计划，可以由经营者事先确定，但是销售量却取决于市场等多方面因素，导致销售量可能与生产量不符；在这种情形下，如果经营者能够合理的估计销售量的，那么可以用估计的销售量作为计算中奖概率的

## I 懸賞付き販売活動における法的リスクを如何に防ぐかについての簡潔な分析

中国の関係する法律の定めによると、懸賞付き販売とは、経営者が商品を販売する又は役務を提供する際に、それに附帯して購買者に物品や金銭又はその他の経済上の利益を提供する行為をいう。「不正競争防止法」は懸賞付き販売に対し、次の3つの制限を設けている。

- n 懸賞付きであると嘘をついたり、又は、故意に内定した人員が当たるようにする詐欺の方法で懸賞付き販売を行う。
- n 懸賞付き販売の手段を利用し、質が劣り価格の高い製品を販売する。
- n 抽選式の懸賞付き販売活動で、最高賞の金額が5千人民元を超える。

また、国家工商行政管理局が制定した「懸賞付き販売活動における不正競争行為を禁止することについての若干の規定」（以下「若干の規定」という）でも、懸賞付き販売の条件について更に詳細化しており、とりわけその中の抽選率についての条項は商業活動の中でも一際注目に値する。「若干の規定」によれば、経営者が懸賞付き販売を開催する場合、購買者に抽選率を明示しなければならず、もしも抽選率を公示しなかった場合、工商行政管理部门はこれを詐欺的な懸賞付き販売と見なし、処分を科すとしている。

我々は、ここ数年の懸賞付き販売活動の中で最も規則違反の問題が生じ易いのは、経営者が抽選率を明示しないことであると気づいた。抽選率に関する問題を理解を深めるために、我々は実際のこの類の法律業務を取り扱った経験と結び付け、以下の通り簡潔にまとめてみる。

- n 抽選率の意味とは。
  - i 「不正競争防止法」でも、また「若干の規定」等のその他の法律法規でも、抽選率の意味及びその抽選率の計算方法等の具体的な問題についてはいずれも明確には定めていない。これはつまり、経営者自身の理解と工商法令執行部門自身の理解の如何によって多くが決まってくることを意味する。
  - i 辞海の説明によれば、確率とはランダムな出来事が発生する可能性の高さを示すものであり、抽選率とは抽選に当たる可能性をいう。したがって、抽選率と抽選の比率とは同一の概念ではなく、抽選率とは不確定な数であり、抽選の比率とは確定した数になる。
  - i したがって、抽選率とは数字で示す懸賞付き販売の中のすべての商品が相応に抽選に当たる可能性であり、この種の可能性は主に商品の数量と商品の総数という2つの肝心な数値によって決まってくる。
- n 抽選率の計算方法。
  - i 通常、賞品の数量は確定しているものであり、投入する市場の商品の総数が確定しているのかどうかを考えなければなら

数据,而并不是要求经营者做到数据与实际情况百分之百的正确。至于如何估计,经营者应当结合商业操作的经验或惯例,而不能臆断。

- n 无法确定中奖概率应当如何处理。
  - i 由于新的销售方式层出不穷,实践中也确实存在无法明确得出中奖概率的情形,比如现在风行的短信抽奖活动,事先根本没有可以计算中奖概率的数据,我们认为,这时经营者也可以以变通的方式明示中奖概率。如,经营者可以预先以合适方式公布奖品的设置情况、奖品数量、中奖人数等。或者,经营者可以披露以前类似的已经完成的活动的中奖概率情况,以便消费者进行参考和比较;
  - i 我们认为,立法机关要求经营者明示中奖概率无非就是为了防止欺骗性有奖销售,规定中奖概率不是目的,只是一种防范措施。经营者在不能明示中奖概率的情形下,以其他变通的方式明示中奖概率也应该是为法律所认可的;
  - i 根据我们通过从上海等地工商行政管理部门了解到的信息以及自身实务经验来看,中国沿海地区的工商行政管理部门对于通过变通方式公布中奖概率的方式持认可态度,但是一些内地的工商行政管理部门则对此持比较保守的态度。
- n 经营者的相关防范措施及其他相关建议。
  - i 虽然法律没有要求经营者必须对有奖销售活动进行公证,但经营者在举行有奖销售活动之前,最好能够办理相关公证手续。公证内容一般包括:兑奖的时间、地点、方式;奖品内容,包括种类、价值等;奖项的设立和中奖比率等。经过公证机关公证的中奖比率,之后其他主体有任何疑问,经营者即可凭据该公证文书免去举证的责任;
  - i 在作有奖销售活动的对外宣传时,经营者应尽可能地在相关的宣传条幅、宣传海报、宣传单页等宣传资料中作利于己方的说明;
  - i 如前文所述,通常,经营者可以通过奖项数量除以奖券数量得出中奖概率,但可以不必细化到每个奖项(特等、一等、二等……)的中奖概率。

(里兆律师事务所 2006 年 03 月 03 日整理编写)

らない。かりにこの商品の総数が計算できるものであるならば、抽選率は抽選の比率に相当することになり、つまり、商品の数量と商品の総数との比率だということになる。

- i 商品の総数とは、生産された商品数なのか、それとも実際に販売する商品数なのかという疑問が湧いてくる。絶対的に理想的な状況は、生産数は販売数と同じであるべきだが、実際には、生産は計画を立てることができ、経営者が前もって確定しておくことができる一方で、販売数は市場の各方面での要素によって決まってくるものであるため、販売数は生産数とは一致しなくなることが考えられる。この場合、かりに経営者が適正に販売数を見込むことができれば、見込んだ販売数を抽選率を算出する根拠とすることができるのであって、経営者に数値と実際の状況が100%適合するように求められるわけではない。どのように計算するかについては、経営者はビジネスオペレーションの経験と慣習と結び付けなければならず、臆断ではいけない。
- n 抽選率を確定できない場合にどう処理するか。
  - i 新たな販売方式は次々と現れて尽きないが、実践においても抽選率を算出できない状況は確かに存在しており、たとえば今流行りのショートメールでの抽選などは、事前に抽選率を計算する根拠は全くないわけだが、この場合であっても経営者は融通を効かせたやり方で抽選率を明示することができるかと我々は考える。たとえば、経営者は適切な方法で賞品の設定状況、賞品数、抽選人数等を事前に公示することができるし、又は、経営者が過去に行った類似の活動における抽選率の状況を開示することで、消費者が参考にし比較できるようにすることができる。
  - i 立法機関は経営者に対し、抽選率を明示するよう求めることは詐欺的な懸賞付き販売を防止するためにほかならず、抽選率を規定することが目的なのではなく、1種の防備措置であると我々は考える。経営者が抽選率を明示できない場合には、その他の融通を効かせる方法で抽選率を明示するようしても法律では認められるはずであると我々は考える。
  - i 我々が上海等の工商行政管理部门に確認した状況及び自らの実務経験を通じて判断すると、中国の沿海地域の工商行政管理部门は融通を利かせた方法で抽選率を公示する方法について認める姿勢を見せているが、一部の内陸の工商行政管理部门はこれについてはやや保守的な態度を見せている。

- n 経営者の係る防備措置及びその他の関連アドバイス。
  - i 法律では経営者に対し、懸賞付き販売活動について必ず公正証書を取得しなければならないとは求めていないけれども、経営者が懸賞付き販売活動を開催する前には、できれば係る公証手続をしておくといふ。公証内容には通常、抽選賞品の引き換えの日時・場所・方法、種類や価値等を含めた賞品の内容、賞の設置と抽選比率等を含むとする。公証人役場で抽選比率の公証を取得し、その後で何らかの疑問が出されれば、経営者はこの公正証書によって挙証を免責できる。
  - i 懸賞付き販売活動についての宣伝を行う場合、経営者はできるだけ関係する宣伝の旗、宣伝ポスター、宣伝ビラ等の宣伝資料の中で自分側に有利な説明をなるべくしておくといふ。
  - i 前述したように、通常、経営者は賞の数を抽選券の数で割って確率を出すことができるが、各賞ごと(特等、1等、2等……)の抽選率まで詳細に分けなくてもよい。

(里兆法律事務所が2006年3月3日付けで作成)